

## 第30回司法シンポジウム報告

2024年11月2日（弁護士会館・東京）「司法制度改革の到達点とこれからの課題」

30回の節目となった司法シンポジウムでは、司法制度改革をめぐるこれまでの議論の潮流を踏まえ「司法制度改革の到達点とこれからの課題」をテーマに取り上げました。

第1部では、問題提起として「プロローグ座談会」と「特別対談」を実施し、司法制度改革の到達点を広く確認しました。第2部では、司法制度改革審議会意見書で提言された司法制度改革の諸課題のうち、現時点までに一定の取組が行われた「裁判官制度改革」と「行政訴訟改革」、また新しい視点となる「少子高齢化」と「A.I.」をそれぞれテーマとし、4つの分科会に分かれて議論を深めました。第3部のパネルディスカッションでは、各分科会の報告と討論の後、「司法制度改革の現代的課題」をテーマに「A.I.時代の法の支配」について検討し、将来の展望についても意見交換を行いました。

弁護士会館からオンライン配信も実施し、弁護士会員のほか研究者等の一般の方を含めて、500名以上の参加を得ました。

### ■第1部 問題提起

#### ① プロローグ座談会

井田香奈子氏（朝日新聞論説委員）、須綱隆夫教授（早稲田大学大学院法務研究科）をお招きし、司法制度改革当時の実情や空気感をお話しいただきました。「自由と公正を核とする法が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになる」ことを目指した司法改革であったことを確認しました。

#### ②特別対談

山本庸幸氏（元最高裁判所判事・元内閣法制局長官）をゲストにお迎えし、特別対談を実施しました。司法制度改革において達成できた部分と、それからまだ足りない点もご示唆をいただきました。

### ■第2部 分科会における検討

#### ・第1分科会 多様、柔軟かつ持続可能な裁判官制度の実現

司法制度の中核を担う裁判官制度を発展させていくための検討をしました。裁判官制度を更に発展させるために、日弁連が長年にわたって取組を続けてきた弁護士任官の意義を確認して、さらなる発展と、司法の基盤強化のための具体的な方策を、実例も交えて提示しました。

#### ・第2分科会 少子高齢化社会と裁判所・弁護士の役割

子どもの権利の実現や、後見制度をはじめとした高齢者のニーズを支える制度を使い勝手のよいものにするために、裁判所の在り方、弁護士の在り方を検討しました。裁判官、調査官の増員をはじめとする裁判所の体制の強化や、必ずしも十分とはいえない代理人・付添人等の担い手たる弁護士の体制の確保の実現について、議論しました。

#### ・第3分科会 行政訴訟改革の到達点と課題 一行政内部における法の支配の実現一

行政訴訟制度の改善、そして行政訴訟活性化のために、行政内部における法の支配の確立に焦点を当てて議論を深めました。

#### ・第4分科会 A I 時代の司法制度

海外の司法におけるA I 利用の実態を紹介した上で、A I が司法制度に与える影響という観点から、日本の裁判手続・ODR等におけるA I の活用、逆にA I の限界について、各国の現状と比較しながら検討しました。

### ■第3部 パネルディスカッション

#### ① 各分科会の報告と討論

各分科会のテーマとA I との関係について意見交換をしました。

#### ② 司法制度改革の現代的課題（テーマ：A I 時代の法の支配）

太田勝造教授（明治大学法学部・東京大学名誉教授）、駒村圭吾教授（慶應義塾大学法学部）、高部眞規子氏（元高松高等裁判所長官・元知財高等裁判所長）、福岡真之介氏（弁護士）をパネリストとしてお迎えしました。

急速に発展しているA I の実力・実態を再認識した上で、私たちの社会がよって立つ法の支配とどのように折り合いをつけられるのか、また、つけるべきなのか議論をしました。A I の実力を冷静に分析、把握した上で、やはり真の意味の紛争解決には人間の判断が不可欠であることも確認しました。

司法制度改革意見書の取りまとめから20年以上が経過しましたが、まだ進行途上であり、自らの判断と選択によって、自由で公正な社会をA I を活用しながら実現する必要性について、再認識しました。

### ■まとめ

最後に、八木宏樹委員長（札幌弁護士会）が一日にわたるシンポジウムの成果をまとめ、関係者への謝辞を述べて閉会しました。